

焼津市産業立地促進事業費補助金のご案内

工場等建設に伴う土地取得費等を補助します！

焼津市内に土地を新たに取得して工場等を設置し、従業員を新規雇用した企業に対し、土地取得費と従業員の新規雇用経費を補助金として交付します。



**補助対象 土地取得費
従業員新規雇用経費**

限度額 3億円

補助対象者	民間企業、組合、一般社団法人、一般財団法人		
対象施設	製造業の工場、植物工場、研究所、ソフトウェア業の施設、物流施設		
補助対象経費（※1）	上記対象施設を新築・増築するための <u>用地取得費</u> 、従業員の <u>新規雇用経費</u>		
補助の要件（全施設共通）	- 対象施設の新築・増築のための投資額（用地取得費・造成費は除く）が5,000万円以上であること - 用地取得から以下の期間内に操業すること （造成済土地：3年、未造成土地：5年）		
補助の要件（施設別）	工場	1,000㎡以上の用地取得 - 従業員数10人以上 - 県内雇用増1人以上	
	研究所 ソフトウェア施設	- 研究施設床面積200㎡以上 - 研究員5人以上 - 県内雇用増1人以上	
	物流施設	1,000㎡以上の用地取得 - 従業員数10人以上 - 県内雇用増1人以上 - 流通加工用設備等の設置	
補助率 限度額	成長分野（※2） の製造業の工場・研究所	- 用地取得費の30% - 新規雇用従業員1人につき50万円	限度額：3億円
	その他の製造業の 工場・物流施設	- 用地取得費の20% - 新規雇用従業員1人につき50万円	限度額：2億円

※1「補助対象経費」について…

建物・機械購入費については、静岡県の補助制度「新規産業立地事業費補助金」の利用が可能です。（限度額：10億円、設備投資額要件あり）

「焼津市産業立地促進事業費補助金」と併用することで、工場等設置に要する土地・建物両方の費用について補助が受けられます。

☆「新規産業立地事業費補助金」についての詳細は、静岡県の企業立地推進課（TEL：054-221-3262）にお問い合わせください。

※2「成長分野」とは…下記の製造業等（物流施設は除く）

分 野	業 種
食 品	・ 食料品、清涼飲料、酒類、茶・コーヒーの製造業等
医薬品・医療機器	・ 医薬品、医療用機械器具・医療用品等の製造業等
環 境 関 連 等	・ 医療・福祉機器（上記を除く）、ロボット、航空宇宙、光・電子、環境技術（新エネルギー、次世代輸送機器）等に関連する製品の製造業等 ・ 自然素材を活用した健康関連製品の製造業等

さらに！



焼津市産業立地奨励事業費補助金

当該補助金を受けて新設した工場などの設備投資にかかる固定資産税および都市計画税相当額を、納付の翌年度から3年間、奨励金として交付します。（下記いずれかの補助制度を利用することが要件です）

利用制度	補助対象	交付 期間	限度額
焼津市産業立地促進事業費補助金	事業実施のために取得した <u>土地</u> 、 <u>家屋</u> 、 <u>償却資産</u> にかかる 固定資産税および都市計画 税相当額	3年	1年度につき 3,000万円
焼津市立地工場等事業継続 強化事業費補助金			
静岡県新規産業立地事業費 補助金	事業実施のために取得した <u>家屋</u> 、 <u>償却資産</u> にかかる固定 資産税および都市計画税相当 額		
県内立地工場等事業継続事 業費補助金			



焼津市経済部商工観光課（企業誘致担当）
〒425-8502 焼津市本町2丁目16番32号本庁6階
TEL：054-626-2260（直通） FAX：054-626-2194
E-mail：yuchi@city.yaizu.lg.jp